

シルバーハウジングの概要

1 生活援助員（ライフサポートアドバイザー）について

シルバーハウジング住居の入居者に対して必要に応じ、生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応などを行います。

生活援助員 大野 祐子（旭）、山内 真弓（新町）

身 分 美幌町地域包括支援センター（特別医療法人 恵和会）

2 勤務体制

生活相談所に通勤してサービスの提供を行います。

土日、祝祭日、12月31日～1月5日は休みとなります。

なお、勤務時間外の緊急時における対応は美幌町地域包括支援センターが支援を行います。

3 生活援助員の業務の内容

① 生活指導・相談

住宅に設置している緊急通報装置の相談ボタンの相談窓口となり、必要な対応を行うとともに、生活相談所においてシルバーハウジング住戸の入居者の日常生活における相談や悩みごとに対し、助言などを行います。

※ 緊急通報装置には、固定電話のアナログ回線が必要です。

② 安否の確認

朝、夕1日2回直接訪問、電話などにより、シルバーハウジング住戸の入居者の安否確認を行います。（生活援助員がいる時は外出する時と帰宅した時に生活援助員に声をかけてください。）

③ 緊急時の対応

住宅に設置している緊急通報装置の緊急通報時の第1通報先は消防署となります。生活援助員は、消防隊員到着前の状況確認及び応急対応を行うほか、消防隊員の誘導、関係者（協力員・親族等）、関係機関への連絡、事故後の連絡。調整を行います。

※ 緊急通報装置には、固定電話のアナログ回線が必要です。

④ 関係機関との連絡

シルバーハウジング住戸入居者の心身の状態に応じ、美幌町地域包括支援センターと連携し各種サービスの利用について連絡・調整を行います。また、必要に応じて、シルバーハウジング住戸の入居者の親族への連絡等を行います。

⑤ 日常生活に必要な一時的な援助

入居者の疾病等に対する一時的な援助を行います。ただし、ホームヘルパーの支援で対応できる場合は除きます。

〈具体的な援助の例〉

- ・ 外出する際におけるタクシーに乗るまでの付き添い。
- ・ 疾病等により身動きが取れなくなった場合の、一時的な買い物やゴミ出し等。

〈対応ができないものの例〉

- ・ 金銭の管理、出し入れ。
- ・ 恒常的な家事援助。
- ・ 食事の提供等

4 高齢者生活相談所、団らん室等について

生活相談所には、お気軽に相談においでください。また、団らん室等につきましても、入居者同士の交流の場として、ご自由に使用ください。

5 入居者負担金について

シルバーハウジングの入居者は、生活援助員の派遣に要する費用として、前年の所得税額に応じ、次の基準により費用を負担していただきます。

利 用 者 世 帯 の 階 層 区 分		入居者負担額 (1か月当たり)
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税年額9,600円以下の世帯	1,500円
D	生計中心者の前年所得税年額9,601円以上32,400円以下の世帯	2,600円
E	生計中心者の前年所得税年額32,401円以上42,000円以下の世帯	3,800円
F	生計中心者の前年所得税年額42,001円以上の世帯	4,900円

※ 納入期限～毎月月末。町が送付する納付書により金融機関にてお支払いください。